

# 寄附に係る基礎資料

文部科学省



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

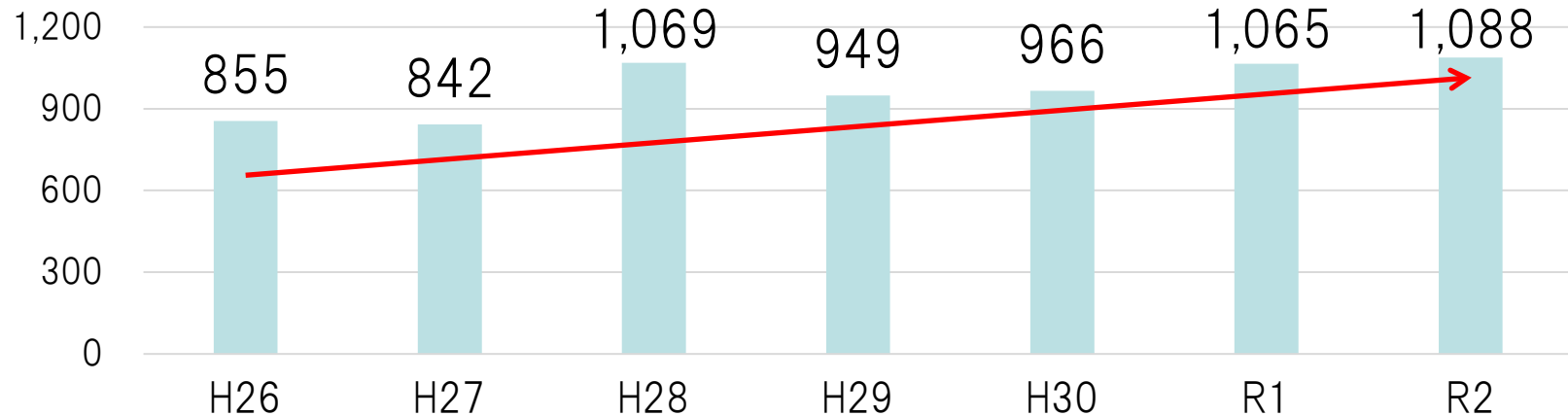
# I 寄附実績の動向



# 国立大学法人への寄附の状況

## ■国立大学法人への寄附の推移(年度)

(億円)



## ■寄附の内訳

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
現金寄附額	728億円	763億円	※1 865億円	810億円	897億円	915億円	※4 998億円
現物寄附額	127億円	79億円	※2 205億円	139億円	68億円	※3 150億円	※5 90億円

(注)現物寄附額には、国立大学法人の役職員への補助金・助成金等(科学研究費補助金など)を財源として取得された資産に係る分を含めていない。

※上記に含まれる大型寄附は次のとおり。

※1 東京工業大学(30億円)

※2 名古屋大学(77億円)、名古屋工業大学(73億円)

※3 京都大学(61億円)

※4 東海国立大学機構(20億円)

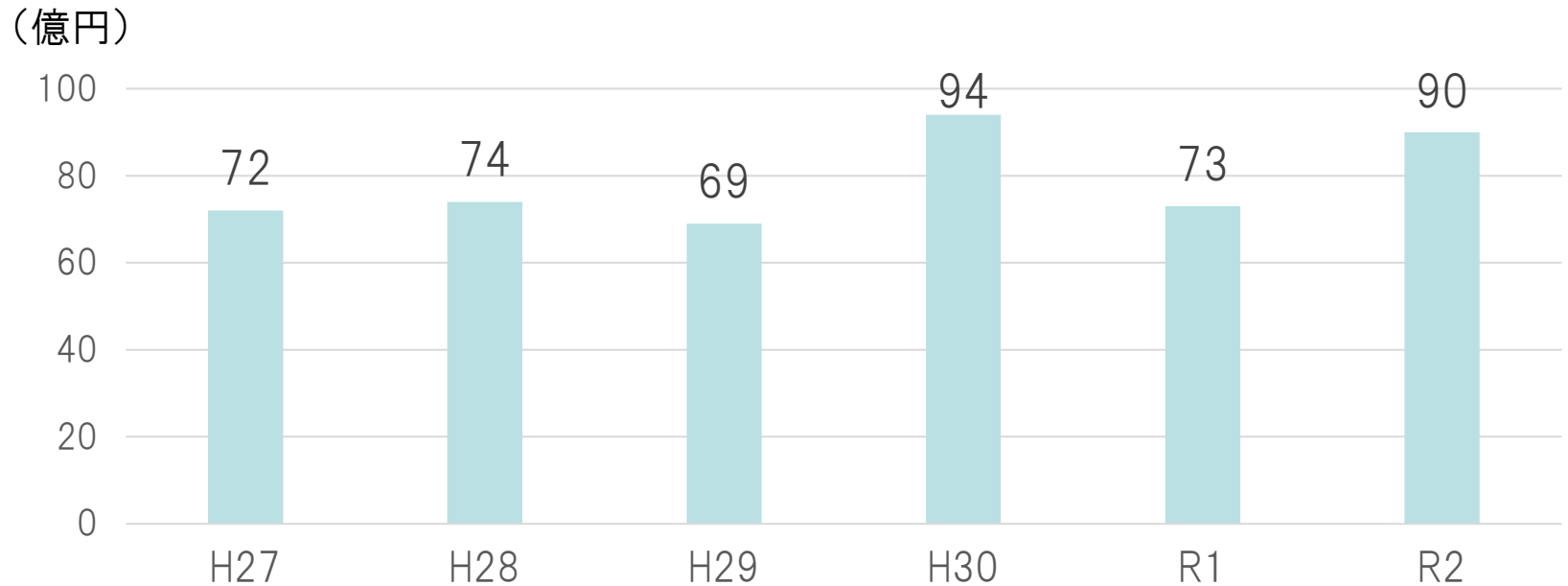
※5 東北大学(12億円)、大阪大学(17億円)

(出典)文部科学省高等教育局国立大学法人支援課調べ



# 公立大学への寄附の状況

## ■公立大学への寄附の推移



## ■寄附の内訳

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
現金寄附額	64億円	59億円	62億円	76億円	65億円	77億円
現物寄附額	8億円	15億円	7億円	18億円	8億円	13億円

(出展)公立大学実態調査 文部科学省高等教育局大学振興課調べ



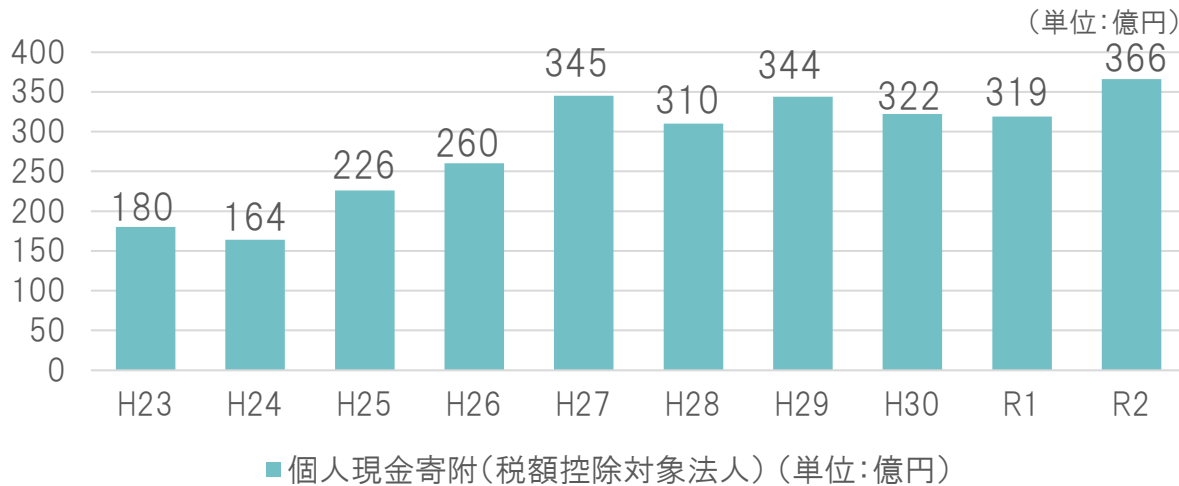
# 学校法人への寄附の状況

## ■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

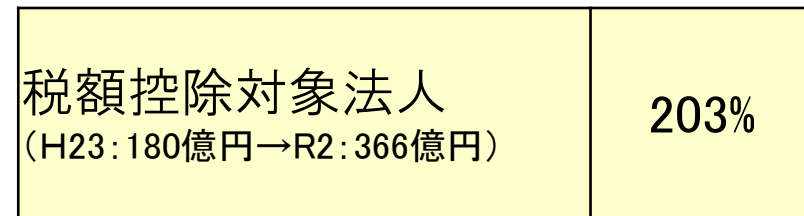
	H28	H29	H30	R1	R2
寄附金収入額	1,724億円	1,341億円	1,269億円	1,302億円	1,418億円
現金による寄附	1,136億円	1,056億円	1,031億円	1,119億円	1,121億円

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和3年版)」より文科省作成

## ■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



## ■個人現金寄附額の増加率



※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。  
 ※ 税額控除対象法人に対する個人現金寄付額について、学校法人の寄附者に対する税額控除制度が開始した、平成23年を始点として各年度の寄附金額を比較したものの。

# 研究法人、文化関係独法への寄附の状況

## ■国立研究開発法人(8法人)への寄附の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
寄附金収入額	4.9億円	5.3億円	5.0億円	9.6億円	6.1億円
個人寄附額	1.3億円	0.1億円	0.3億円	0.3億円	0.3億円
法人寄附額	2.7億円	2.9億円	3.3億円	6.7億円	4.4億円

※各年度の決算ベースで計上されている収入を記載。

※個人・法人寄附額については、両者を分けて集計することのできた法人の合計額。

※H28の法人寄附のうち、80万円は現物寄附(現金寄附及び現物寄附を分けて集計できた法人の合計額)。その他の年度は、全て現金寄附額を記載。

※R1は、JAMSTECにおける海外コンソーシアムからの大型寄附を含む。

## ■文化法人(日本芸術文化振興会、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館)への寄附の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
寄附金収入額	20.8億円	23.1億円	22.9億円	21.4億円	24.0億円
個人寄附額	0.5億円	1.6億円	2.0億円	1.5億円	1.2億円
法人寄附額	20.3億円	21.5億円	20.9億円	19.9億円	22.8億円



# 研究大学における寄附の受入れ状況

基金を造成していくためには、寄附金等の受入れ額を増やしていくことが必要。寄附金については我が国においても増加しているものの、諸外国との差は依然、大きい。

大学名	2005年 寄附受入額	2019年 寄附受入額	増減率
北海道大学	24.1億円	25.0億円	3.7%
東北大学	44.2億円	33.4億円	▲24.4%
筑波大学	12.4億円	28.1億円	126.1%
東京大学	98.0億円	103.6億円	5.7%
東京工業大学	10.7億円	15.0億円	40.5%
名古屋大学	20.6億円	42.2億円	104.7%
京都大学	74.6億円	121.9億円	63.4%
大阪大学	44.8億円	59.9億円	33.8%
九州大学	24.0億円	36.0億円	50.0%
慶應義塾大学	98.5億円 (2006年)	99.1億円	0.6%
早稲田大学	39.4億円	28.3億円	▲28.2%

大学名	2006年	2019年	増減率
スタンフォード大学	1,002.3億円	1,223.5億円	22.1%
ハーバード大学	654.4億円	1,516.9億円	131.8%
カリフォルニア大学 バークレー校	270.6億円	605.7億円	123.8%
カリフォルニア大学 サンディエゴ校	203.4億円	317.9億円	56.3%

※VOLUNTARY SUPPORT OF EDUCATION, Council for Aid to Educationより作成。  
\$1=110円として計算。

大学名	2006年	2019年	増減率
オックスフォード大学	—	152.3億円	—
ケンブリッジ大学	—	150.4億円	—
ユニバーシティカレッジ ロンドン	—	54.7億円	—

※各大学の財務報告書のdonation and endowmentの数値。\$1=135円として計算。

※国立大学は財務諸表における寄附金当期受入額、私立大学は事業報告書内収支計算書の寄附金収入の数値。

# Ⅱ 寄附促進に係る諸制度





# 文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

## ■ 寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究法 人(独法)	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円)の40%を所得税額 から控除	×	○ (PST要件)	△ (※1)	×	○ (PST要件)
法 人 税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本等×0.1875%) を損金算入	△	○	△	○	○
	国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を通じ た場合)	○	△ (※2)	△ (※2)

※1 修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業については税額控除が認められる。

※2 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。



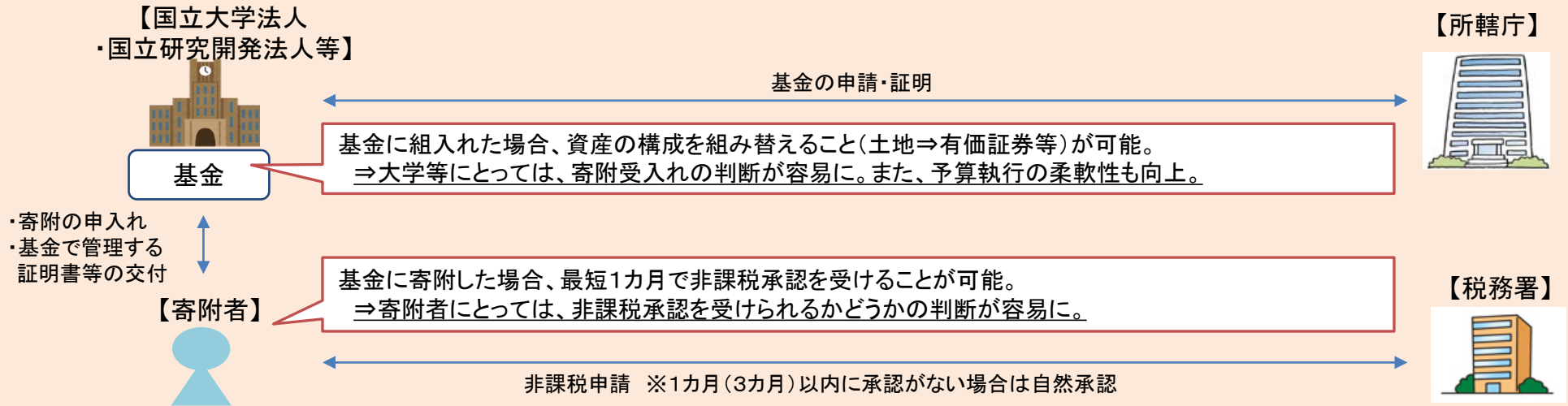
# 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の 非課税承認を受けるための要件の緩和等

H30改正

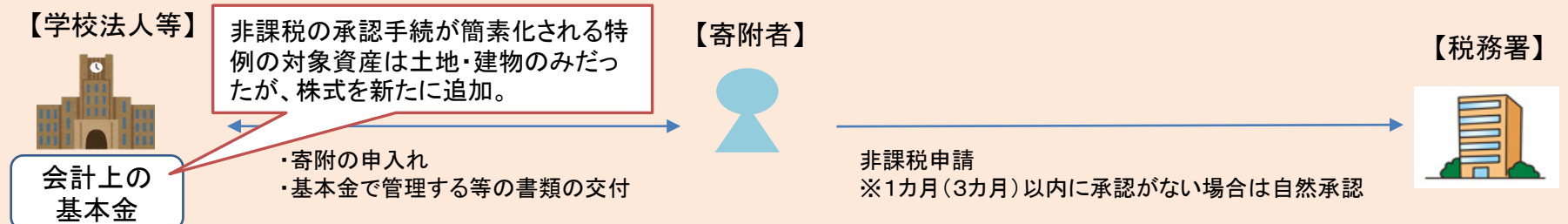
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人に対して個人が現物資産（土地、建物、株等）の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。
  - 学校法人、社会福祉法人についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続が簡素化される特例の要件の対象資産に新たに株式を追加。
- ※みなし譲渡所得課税の非課税承認…現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン（値上がり益）がある場合、当該金額に対しては所得税が寄附者に課される。ただし、公益目的事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。

これまでの課題 ①みなし譲渡所得税非課税の承認要件として原則、寄附資産を当該資産のまま（土地なら土地のまま）保有することが必要、  
②非課税承認を受けるまでに時間がかかる等の課題あり。

## ◆国立大学法人・国立研究開発法人等への現物資産の寄附（認められた内容のイメージ）



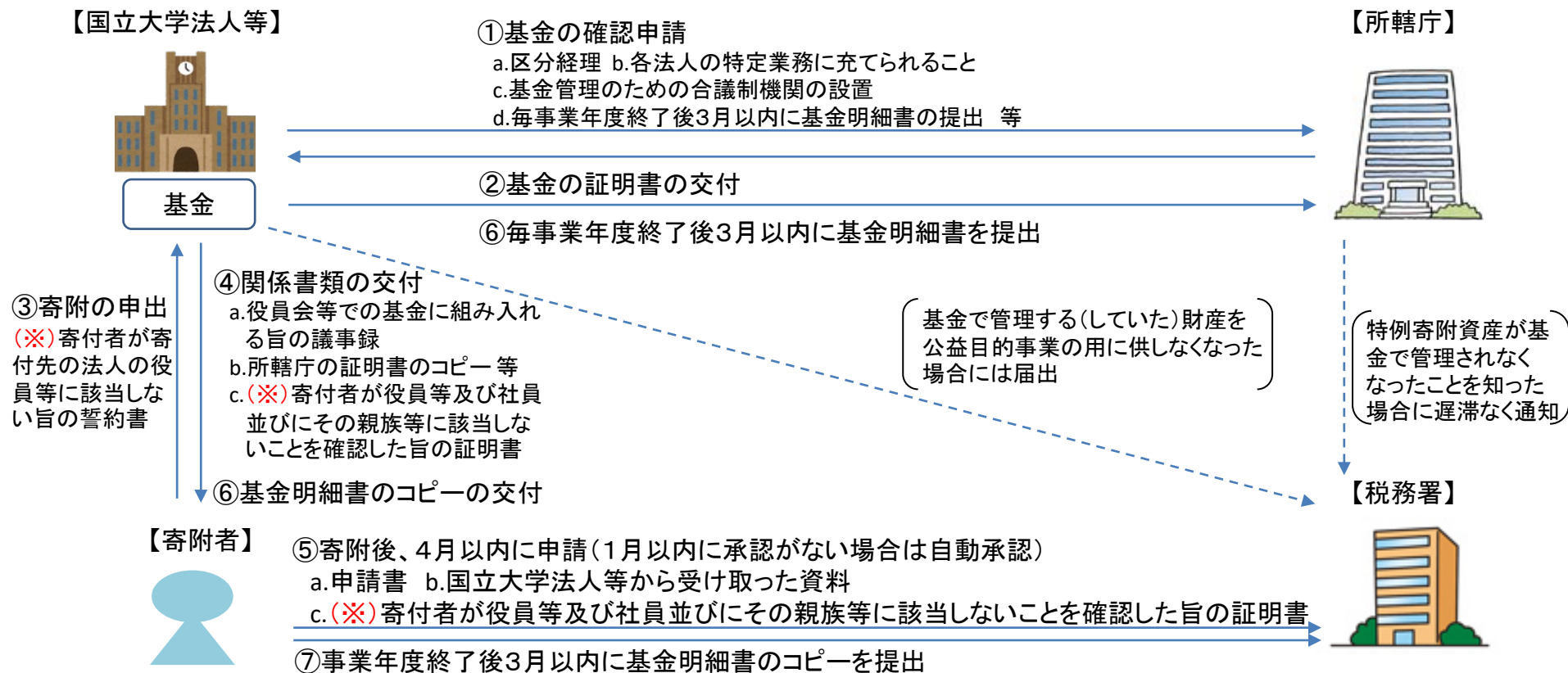
## ◆学校法人等への現物資産の寄附



# 非課税承認を受けるための流れ

## 【ポイント】

- 非課税承認を受けるためには、要件を備えた基金を設置し、所轄庁の証明を受けることが必要。
- 寄付者はみなし譲渡所得非課税の申請書と合わせて、当該証明及び最初の事業年度の基金明細書を提出。
- 国立大学法人等は毎年度、所轄庁に対して、受け入れた資産を適切に管理しているかがわかる基金明細書を提出。



(※)の部分は国立研究開発法人(国100%出資以外の法人)、公益認定法人にのみ必要となるもの

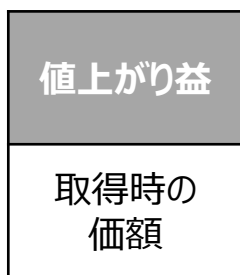
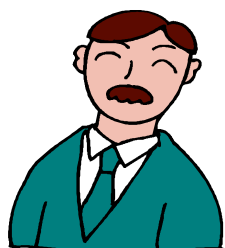


より詳しい制度の詳細はこちら。

- －国税庁リーフレット [http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin\\_01.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin_01.pdf)
- －国立大学法人等向け申請の手引き [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/1403895.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895.htm)
- －公益認定法人向け申請の手引き <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

- 土地・建物・株式などの財産を法人に寄附する場合（現物寄附）、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税されます。【みなし譲渡所得課税】
- これらの寄附が学校法人に対して行われる場合は、国税庁長官の承認により、非課税となります。また、一定の要件を満たした場合には、承認手続きが大幅に簡素化されます。

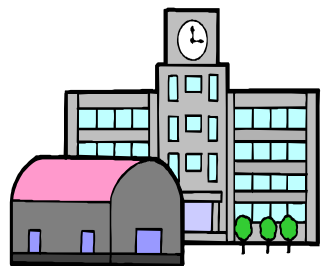
### 寄附者



譲渡所得  
[課税]

現物寄附

### 学校法人



承認により  
非課税



国税庁長官

### 特例 1：国税庁承認手続きの簡素化

【従来】教育に2年間使っていることの証明など、要件が厳しく、承認までには長い時間と労力が必要

一定の要件を満たした場合には、**承認手続きを大幅に簡素化**

【要件】

- ① 寄附者が寄附先の学校法人の理事等でないこと
- ② 寄附された財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れられること
- ③ ②に関する理事会の決定があること等

【承認手続きの簡素化】

- ✓ 手続に要する時間の大幅な短縮（2年→1～2ヶ月）
- ✓ 提出書類の削減（11種類→5種類）

### 特例 2：買換特例・特定買換資産の特例

原則

寄附財産をそのまま利用し、公益目的事業に利用 → **非課税承認の継続**  
寄附財産の譲渡 → 非課税承認の取消し

特例

#### ○買換特例

公益目的事業の用に2年以上直接供している寄附財産を同種の資産等に買換えをし、公益目的事業に利用

#### ○特定買換資産の特例【H30税制改正】

会計基準の基本金に組み入れて管理、寄附財産の譲渡による収入全額で買換資産を取得し基本金で管理

**非課税承認の継続**

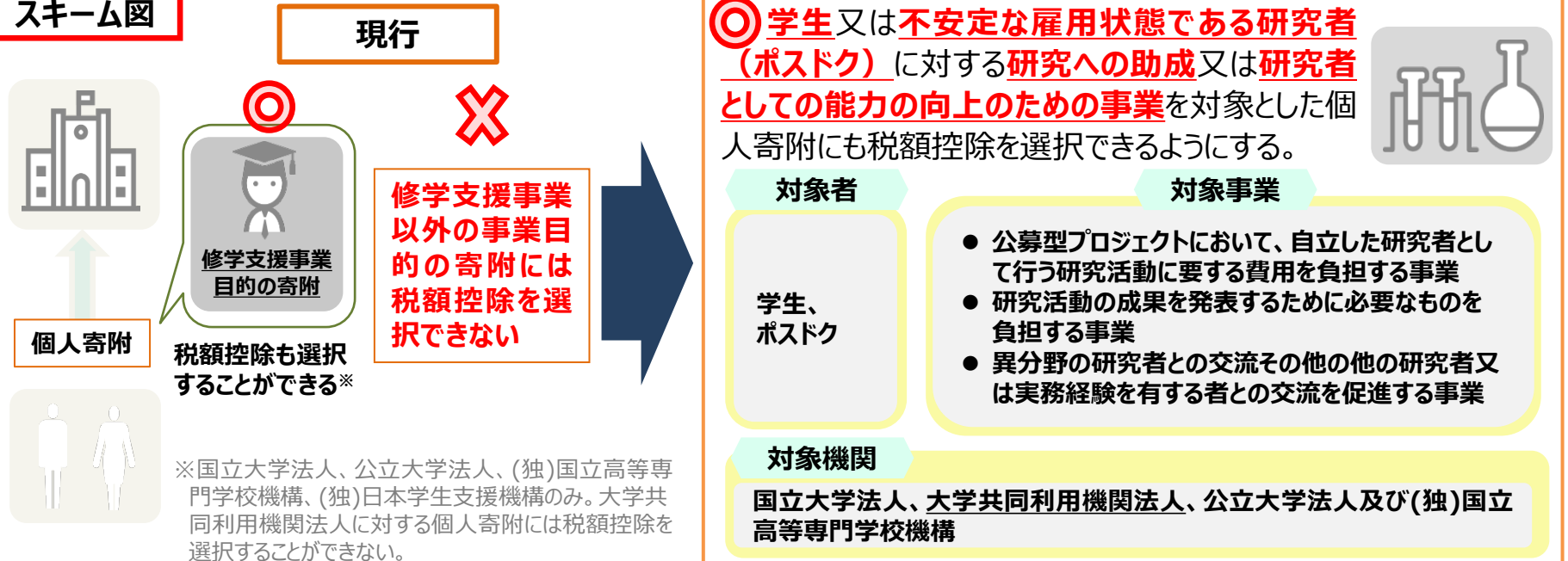
# 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大 (内閣府との共同要望)【所得税】

R2改正

## 改正内容

- 現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、**経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業**（修学支援事業）を対象とする場合に限り、税額控除が選択できる。
- 今回の措置により、これらの機関及び大学共同利用機関法人が行う**学生やポストドク**に対する**研究助成・能力向上のための事業を対象とした個人寄附**にも、**税額控除を選択できるよう**にする。

## スキーム図



# ふるさと納税について

都道府県・市区町村に対する寄附は「ふるさと納税」として、寄附金のうち2千円を超える部分について、住民税の2割まで、所得税・個人住民税から全額が控除される。

(例) 所得税の限界税率20%の人が3万円寄附した場合

【所得税】 (3万円-2千円) × 20% = 5,600円	【住民税】 (基本) (3万円-2千円) × 10% = 2,800円	【住民税】(ふるさと納税特例) (3万円-2千円) × <u>70%</u> = 19,600円	2千円
--------------------------------------	--	--	-----

(3万円-2千円) × (20 + 10 + 70)% = 28,000円 控除される (90% - 限界税率)

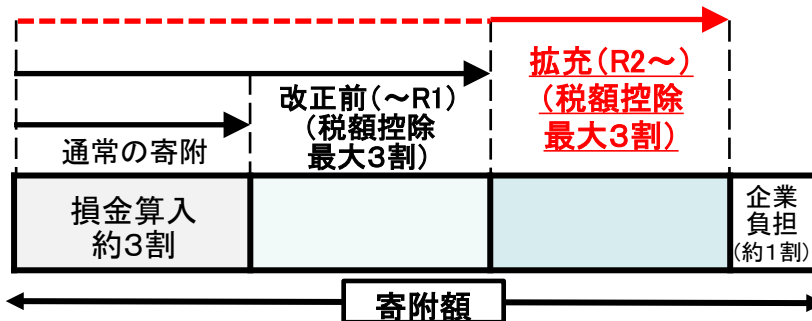


# 企業版ふるさと納税

## 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

### 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
  - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
  - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
  - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

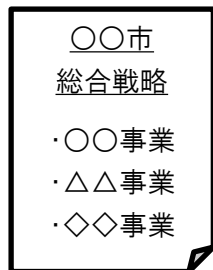


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

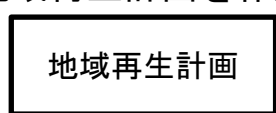
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

### 活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



④寄附

③計画の認定



企業



⑤税額控除

国 (法人税)



企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

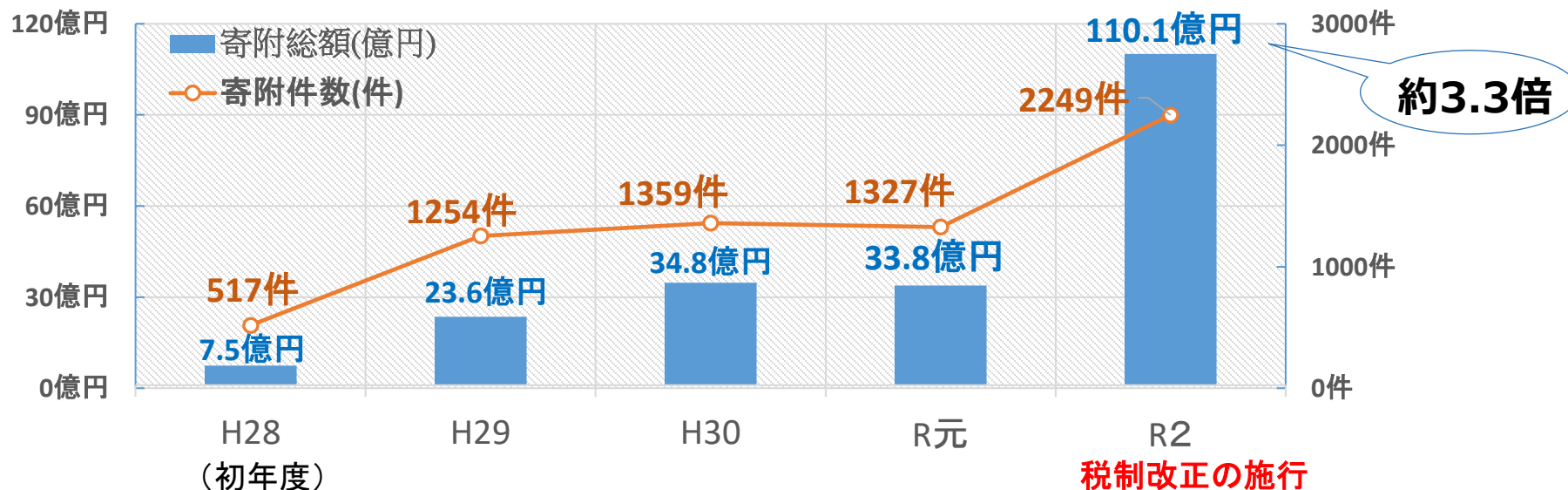


◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,376市町村(令和4年4月1日時点)

# 企業版ふるさと納税 令和2年度寄附実績(令和3年8月27日公表)

○ 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**(金額は前年比**3.3倍**の**110.1億円**、件数は**1.7倍**の**2,249件**)

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	<b>110.1億円</b> (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	<b>2,249件</b> (+69%)	6,706件





# ふるさと納税制度・企業版ふるさと納税制度の大学等での活用事例

- 地方自治体は「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」制度を活用し、地域振興に向けた寄附の増進を図っている。
- 大学、高専においても、自治体が提案する「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」制度と連携し、寄附を募集している法人がある。以下、事例を紹介する。

## 【早稲田大学】（東京都新宿区、中央区）

キャンパスの所在地である、新宿区及び中央区のふるさと納税制度を通じて、寄附受付期間（1～12月）終了後の翌年度に、寄附金の7割を上限として早稲田大学へ支援金として交付される。

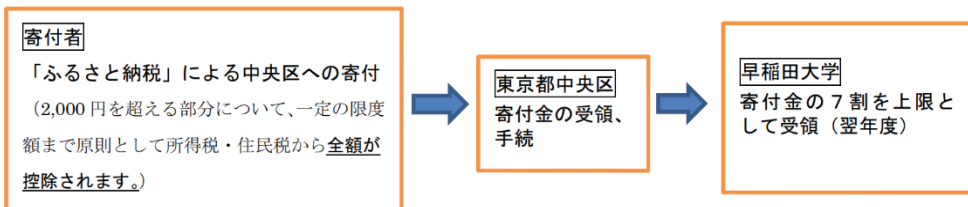
集まった寄付金は、それぞれの区で活動する学生への支援や、設置施設の運営等に活用されている。

- ・「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」制度による早稲田大学へ支援



（出典：<https://kifu.waseda.jp/contribution/furusato>）

- ・「ふるさと中央区応援寄附」制度による早稲田大学への支援



（出典：<https://kifu.waseda.jp/contribution/furusato/furusato-chuo>）

## 【長岡工業高等専門学校、長岡技術科学大学等】（新潟県長岡市）

長岡市は「企業版ふるさと納税」“学生×企業の学び・チャレンジを育む”地方創生プロジェクト（NaDeC構想）を通して、地元の高専教育機関・産業界・行政の連携を促進し、産学共創や学生起業家の輩出・育成、地元就職の支援を実施している。



（出典：<https://www.furusato-tax.jp/enterprise/140>）

## 【広島商船高等専門学校、呉工業高等専門学校等】（広島県竹原市）

竹原市は企業版ふるさと納税を活用して、高等専門学校生の起業に必要な知識・経験を育成する事業を行う事業者に対し、必要な支援を実施している。

- 事業期間：令和4年度～
- 予算額：2,300万円（企業版ふるさと納税寄附金を財源とする。）
- 事業内容：ワークショップ、実証実験

（出典：<https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/R04toushoyosangaiyou.pdf>）



# 企業版ふるさと納税の文化分野での活用事例【国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト】

## 基礎データ

- 〔事業分野〕  
文化・芸術・スポーツ
- 〔事業期間〕  
2018年11月～2020年3月
- 〔総事業費〕  
737,360千円
- 〔寄附額〕  
312,010千円
- 〔寄附件数〕  
154件
- 〔寄附企業名〕  
・岡北生コンクリート工業株式会社  
・株式会社カルファイン  
・両備ホールディング株式会社  
ほか144社

## ■ <SDGs> 関連するゴール

4 質の高い教育を  
みんなに



8 働きがいも  
経済成長も



11 住み続けられる  
まちづくりを



17 パートナシップで  
目標を達成しよう



## 寄附活用事業の概要

### 国宝「山鳥毛」を購入し、日本刀文化を未来に伝える

瀬戸内市長船地域は、かつて全国一の日本刀の生産量を誇り、日本刀の聖地とも呼ばれています。しかし、市内に国宝や重要文化財指定の刀剣は残されていませんでした。そのような折、備前刀の中でも1、2を争う優品である国宝「山鳥毛」が岡山県外へ流出する動きがあり、これを購入し、岡山県で守っていこうとする事業を立ち上げました。これを機に日本刀文化継承の機運を高めることでシビックプライドにつなげ、日本刀文化を子どもたちの教育素材として活用します。また、観光資源としても活用し、関係人口・交流人口の増加にもつなげます。

## 寄附活用事業の成果

### 「山鳥毛」を購入することができ、守り続ける第一歩となった

1. 普及啓発活動のなかでシビックプライドが育まれた
2. 事業が注目され市の認知度が上がりイメージアップ
3. 関係人口が大幅に増え、市に貢献したいという気持ちを持った人が増加

## 地方公共団体及び寄附企業のコメント

### 地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

寄付を募るに当たって、当市に縁のある企業や刀に関心がありそうな企業をリストアップし、電話等で連絡するところから開始。当市の事業や企業版ふるさと納税制度の内容を記載したパンフレットを企業に送付したことや、県内の地方紙に新聞広告を出したことも効果があった。市長のトップセールスが寄附の決め手となったケースも多いが、寄附企業が他の企業に声かけをしてくれた結果、即決で寄附が決まったこともあった。ふるさと納税やクラウドファンディングとあわせて資金集めを行ったことや、地域新聞や放送局などの協力を得たことで、事業そのもののイメージや認知度が高まったことも寄附獲得につながった。また、プロジェクトに共感してくれた、地域で発信力のある方をアンバサダーに任命し、当市と企業とのパイプ役を担っていただいたことも大きな効果があった。多くの方に日本刀に興味を持っていただくため、刀に関連のある神社やイベント等で積極的にPRを行い、SNSで日本刀に関するプチ情報を積極的に発信した。

### 寄附企業 寄附の経緯・効果

岡山県の宝を守ることで地域に貢献したい思いから寄附を決めました。瀬戸内市から招かれた内覧会では、実際に購入した国宝を目の前に見ることができ、県外に流失しなくて本当によかったと感じています。



国宝「山鳥毛」の展示中は訪問客数が大幅に増加し、まちの賑わい創出に貢献

出典：内閣府地方創成推進事務局「企業版ふるさと納税活用事例集」（令和3年3月）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN